

猫譲渡の条件と注意事項

- 終生、愛情と責任を持って、家族の一員として迎えて下さる方。
- 猫の脱走防止に配慮して下さり、完全室内飼いの方。（ベランダや庭に出したり、外への散歩も不可）
- 単身者、同棲カップル等は、譲渡をお断りする場合もございます。
- 60歳以上の世帯又は、60歳以上の単身者には、基本的に譲渡をお断り致します。
（猫によっては譲渡可能な場合がございますのでスタッフにお声がけください）
- 喫煙者をご家族にいる場合は譲渡をお断り致します。
- 避妊去勢手術、ワクチン接種、症状に応じた適切な医療等を受けさせて下さる方。
先住猫がいる場合は、先住猫のウイルスチェック、ワクチン接種、不妊手術を疾患などの特別な理由が無い限り済ませていること。必ず済ませてから新しい保護猫をお迎えください。証明書等を拝見させて頂く場合もございます。
- 持ち家、分譲もしくはペット可の賃貸住宅にお住まいの方。賃貸の場合は、ペット可の証明の為、賃貸借契約書を提示していただく場合もございます。
- 約2週間のトライアル期間を設けております。先住猫との相性等、ご心配の場合はトライアル期間を延長出来ます。また、トライアル期間中に、スタッフが里親希望者様の適切な飼育が困難だと判断した場合は、トライアルを中止致します。
- お届けの際、猫の生活環境を知るため室内の様子を見させていただきます。
ケージやフード等のご準備頂いた場合でも、里親希望者様ご自宅の生活環境を見させて頂き、スタッフが脱走の心配や適切な飼育が困難だと判断した場合、譲渡できません。
- 譲渡の際には、初期検査、駆虫、検便、ワクチン、ウイルスチェック、不妊手術等の医療費と譲渡会運営搬送費用等を活動協力費として里親様にご負担 いただいております。仔猫の場合はミルク、離乳食代金がとても高額です。活動協力費は一匹あたり40,000円～50,000円です。
※トライアル失敗の場合は、活動協力費の半額を支援金としてご寄付願います。

以上、何卒ご了承下さり、京都保護会の活動にご協力下さいませ